

新旧対比表

改定後（令和5年7月）	改定前（令和4年1月）																
<h3 style="margin: 0;">愛媛県農地整備課 ICT 活用工事実施要領</h3> <p>3. ICT 全面活用工事 3-1 ICT 土工 3-1-3 対象工事 ICT 土工の対象は、下表のとおりとする。 なお、対象工事の施工規模以下の工事について、受注者の自主的な活用を妨げるものではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種</th> <th style="width: 35%;">施工規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通工 ※2</td> <td>掘削、盛土、法面整形</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備工</td> <td>基盤造成、表土整地</td> </tr> <tr> <td><u>暗渠排水工</u></td> <td><u>掘削、床掘</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1)1,000m³以上の扱い土量とは、土の移動量の合計が1,000m³以上のものとし、例えば掘削土量500m³、盛土土量500m³の土工量は1,000m³と数える。 ※2)共通工とは、掘削・盛土を含む一般土木工事を指す。ただし、面整備を行うほ場整備工を除く。(例：ため池土工、道路土工、農地造成工等)</p> <p>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事及び予算上の制約がある工事については、適用対象外とする。 また、災害復旧事業での適用については、事前に農地整備課と協議すること。</p>	工種	施工規模	共通工 ※2	掘削、盛土、法面整形	ほ場整備工	基盤造成、表土整地	<u>暗渠排水工</u>	<u>掘削、床掘</u>	<h3 style="margin: 0;">愛媛県農地整備課 ICT 活用工事実施要領</h3> <p>3. ICT 全面活用工事 3-1 ICT 土工 3-1-3 対象工事 ICT 土工の対象は、下表のとおりとする。 なお、対象工事の施工規模以下の工事について、受注者の自主的な活用を妨げるものではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">工種</th> <th style="width: 35%;">施工規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通工 ※2</td> <td>掘削、盛土、法面整形</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備工</td> <td>基盤造成、表土整地</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1)1,000m³以上の扱い土量とは、土の移動量の合計が1,000m³以上のものとし、例えば掘削土量500m³、盛土土量500m³の土工量は1,000m³と数える。 ※2)共通工とは、掘削・盛土を含む一般土木工事を指す。ただし、面整備を行うほ場整備工を除く。(例：ため池土工、道路土工、農地造成工等)</p> <p>ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事及び予算上の制約がある工事については、適用対象外とする。 また、災害復旧事業での適用については、事前に農地整備課と協議すること。</p>	工種	施工規模	共通工 ※2	掘削、盛土、法面整形	ほ場整備工	基盤造成、表土整地	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
工種	施工規模																
共通工 ※2	掘削、盛土、法面整形																
ほ場整備工	基盤造成、表土整地																
<u>暗渠排水工</u>	<u>掘削、床掘</u>																
工種	施工規模																
共通工 ※2	掘削、盛土、法面整形																
ほ場整備工	基盤造成、表土整地																
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																